

令和3年4月20日

関係各位

公益社団法人 愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

本会活動等に係る新型コロナウイルス感染防止対策について

平素は本務ご多忙の中、本会活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年4月20日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置が、愛知県から出されたことに対する本会の取り組みの方針を示します。

士会の窓口での対面対応は、縮小し、一部の職員は、在宅勤務体制を5月6日（木）から導入いたします。

ウイルス感染拡大状況により期間の延長を行う事があります。

関係各位の皆様には、平時にも増してご理解とご協力を切にお願いいたします。

	事業名	対策
1	常務理事会・理事会	4月以降は、集合会議とWEB会議を併用
	運営会議	4月以降は、集合会議とWEB会議を併用
2	委員会（部会）活動 支部活動	3密対策をしっかりと講じる事で、委員会、支部活動は認める。
3	一般募集事業 （講習会・研修会・見学会等）	3密対策をしっかりと講じる事で、講習会、研修会は認めるが、WEB併用を推奨する。
4	法定講習等 （定期講習・監理技術講習 ・建築士試験等）	定期講習、既存住宅状況調査講習会は、国交省の通達に則して 3密対策は継続して実施。会議室定員の半分を上限とする。
5	木造耐震診断受託事業等	委託先の判断に準ずる。
6	一級建築士登録等業務	原則郵送対応とする。ただし実務審査は対面で週1回実施。
7	二級・木造建築士登録等業務	原則郵送対応とする。
8	契約書・書籍販売業務	原則郵送対応とする。
9	建築相談（面接相談）	委託先の対策に準ずる。士会での相談は電話相談とする。
10	CPD・専攻建築士業務	原則振込対応とする。
11	あいちヘリテージマネージャー 養成事業	3密対策に留意し開催する。
12	あいち認証材製品活用促進事業	検査は実施とする。
13	中大規模木造建築技術者養成講座	5月以降開講に向けて、現在準備中。
14	公職派遣	先方の判断により実施する。
15	学会・協会受託業務	5月6日より在宅勤務率3割で支障の無い範囲での業務と限定する。（案内書面を会長名で提出）
16	事務局	窓口業務時間を変更して対応。 09:30～16:30（月曜日～金曜日） 通常業務に支障が出ない範囲で、担当業務調整の上、在宅勤務比率30%からスタート。（出勤者6名体制） 更に非常事態宣言のレベルが上がった場合は、在宅勤務比率50%を目標とする。（出勤者4名体制）

補足）その他懸念事項等が御座いましたら事務局担当へお問合わせください。